

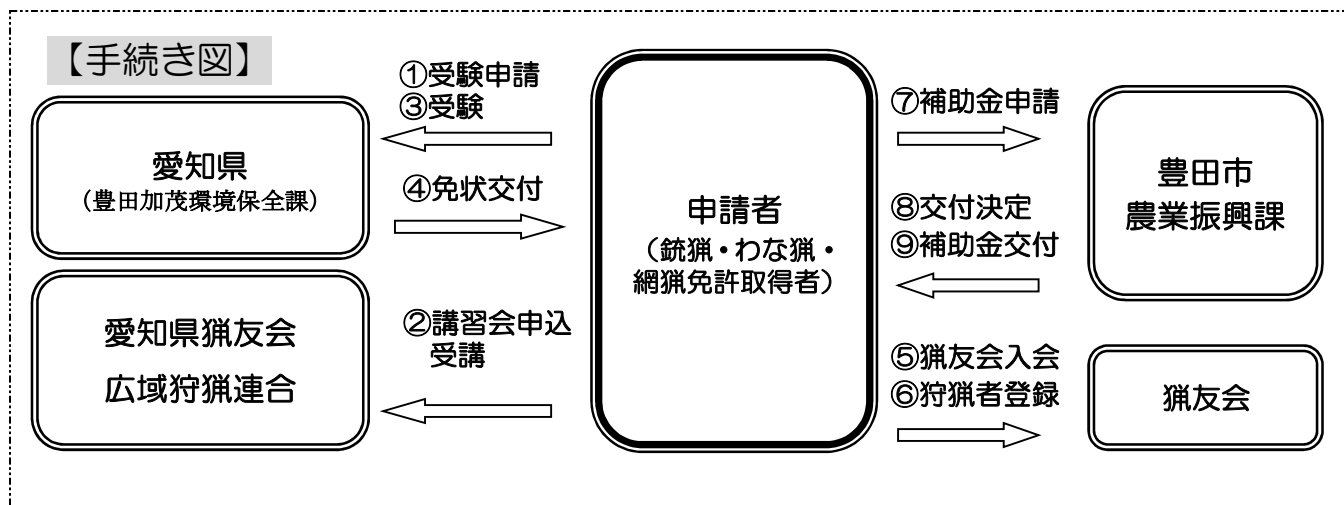


令和8年度

豊田市狩猟免許取得支援事業

～ 地域の「有害鳥獣捕獲の担い手」づくりを応援します ～

免許を取得し“農家の敵”イノシシ、シカなどを自分たちで捕獲しよう！



1 狩猟免許試験について（補助金の詳細については、裏面をご覧ください）

（1）試験日及び場所等

開催回	試験日	場所	受付期間	免許の種類
第1回	令和8年8月9日(日)	刈谷市産業振興センター 刈谷市相生町1-1-6	事前申請の受付期間 令和8年5月7日(木)から 令和8年5月21日(木)まで	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟
			申請書の受付期間 令和8年6月5日(金)から 令和8年6月19日(金)まで	
第2回	令和9年2月20日(土)	刈谷市産業振興センター 刈谷市相生町1-1-6	事前申請の受付期間 令和8年11月2日(月)から 令和8年11月16日(月)まで	網猟 わな猟 第一種銃猟 第二種銃猟
			申請書の受付期間 令和8年12月7日(月)から 令和9年1月4日(月)まで	

※事前申請の受付期間内に申請者数が定員に達した時点で自動的に受付終了となります。

詳細は愛知県HPをご覧ください。

（2）講習会

狩猟免許試験の受験予定者を対象とした講習会があります。

受講を希望する場合は、お申込みください。

◆一般社団法人 愛知県猟友会

〒460-0016 名古屋市中村区竹橋町36番地31号

電話052-526-1410 FAX052-526-1413

E-mail: info@aichi-ryoyukai.or.jp URL: http://www.aichi-ryoyukai.or.jp

◆一般社団法人 広域狩猟連合

電話090-3154-1132

E-mail: widoarea.hunting.union@gmail.com

(3) 領収証の保管

狩猟免許試験及び講習会に要した費用の領収書は、補助金交付申請に必要ですので、保管しておいてください。なお、補助対象経費については下記をご覧ください。

2 補助金申請について

(1) 目的

狩猟免許取得の推進を図り、地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害を防止する。

(2) 対象者

新規に銃猟、網猟、わな猟免許を取得し、農作物被害防止のために地域の有害鳥獣捕獲活動に従事する意思のある者で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ①補助を受けようとする年度に狩猟免許を取得していること。
- ②猟友会長の推薦を受けていること。
- ③猟友会に入会していること。
- ④豊田市内在住者であること。
- ⑤豊田市税を滞納していないこと。

(3) 補助対象経費（補助金申請には領収書が必要です）

手続き	補助対象となる経費	※補助対象とならない経費
① 受験申請	・申請手数料・医師の診断書料	・顔写真代
②講習会受講	・講習会受講料・例題集代	
③猟友会入会	・猟友会入会金	・猟友会年会費・保険料他
④狩猟者登録	・狩猟登録手数料	・狩猟税

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの領収書が対象です。

(4) 補助金の額

補助対象経費の10/10以内（千円未満切捨）で上限3万円

(5) 補助金申請の手順

- ① 農業振興課へ補助金の申請
(必要書類)
 - ・令和8年度豊田市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
 - ・補助対象経費の領収書及び狩猟免状の写し
 - ・請求書
 - ・通帳の写し（口座番号及び口座名義人が確認できるもの）
- ② 書類を審査後、交付決定通知書を送付
- ③ 補助金を指定口座に振込（交付決定通知書の送付から約1か月）

(6) 申請期限

令和9年3月31日（火）

（ただし、先着順に受付、予算が無くなり次第終了します）

**注）第2回試験の合格発表後、3月31日までに補助金申請を完了する必要があります。
期間が短いため十分にご注意ください。**

【問合せ・提出先】豊田市 産業部 農業振興課 農村担当
〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地
電話 0565-34-6785
FAX 0565-33-8149